

児童扶養手当の減額等に関する意見書

児童扶養手当は、母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に創設されたものである。

しかし、平成 15 年 4 月には、児童扶養手当を受給してから 5 年を経過した時、又は、受給要件該当後 7 年を経過したときは、政令の定めるところにより、手当の額の 2 分の 1 を超えない額を減額する措置が施行された。そして、その減額の割合等を定める政令は、子育て支援策・就労支援策の実施状況を勘案して、減額が開始される平成 20 年 4 月 1 日までに定めることとしている。

しかしながら、母子家庭は、子育てと生計の担い手という 2 つの役割を 1 人で担っているため、生活全般にわたって多くの困難を抱えているのが実情である。

今日まで、自立に向けた就労支援がさまざま展開されてきたが、日本経済は、一部の企業においては、明るい見通しがあるものの、末端経済は今なお低迷し、それらの支援策が効果を上げている状況にはなく、母子家庭が今なお厳しい生活実態にある。

一方、地方自治体においても、このような経済情勢の中で市民生活を支える各施策を進めるために、大きな財政負担を余儀なくされていることも事実である。

よって、稲城市議会は国及び政府に対し以下のことを強く要望する。

- 1 平成 20 年 4 月 1 日からの児童扶養手当の支給制限を当面延期すること。
- 2 平成 14 年 11 月の衆議院・参議院における付帯決議にそって母子家庭の自立に向けた就業支援策等の一層の充実と手当での減額率の緩和。
- 3 施行の詳細が定められた法定受託事務であることから、地方自治体の負担割合を軽減すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 9 月 25 日

稲城市議会議長 原 田 えつお